

自治体電力購入調査報告

全国市民オンブズマン連絡会議

1. なぜこのような調査を行ったか

(1) 東日本大震災とこれによる福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電によらない経済活動をいかにして実現するかという課題を私たちに突きつけた。原発によらず、自然エネルギーにシフトしながら、経済生活や暮らしをどう維持するか、そうするためには私たちはどう行動すべきか、が問われている。

もともと、エネルギーの選択は私たち自身の生活に直接かかわる問題である。そして、今大会で報告されるように、ドイツなどの先進地での自然エネルギー発電の推進の原動力は、地域の市民や自治体である。

原子力発電の推進が国家の庇護と情報の非公開のもと、中央集権的に行われたことと対照的に、自然エネルギーの推進は小規模な発電設備を市民や自治体を中心となって維持することが出発点となるのである。

(2) ところが、原発立地自治体はともかくとして、それ以外では、エネルギー選択に果たす自治体の役割については、震災前はほとんど意識されてこなかった。震災後、首長の意識が変わった自治体もあるが、福島第一原子力発電所の事故があれほど深刻な汚染を発生させている現実にも関わらず、国策であった原子力発電に協力する以外の選択肢の検討を開始している自治体がどれほどあるか、心許ない。震災後に開催された全国知事会で、エネルギー政策について国の姿勢がはっきりしないと困る、といった政府を批判する意見が多く出されながら、自治体レベルでエネルギー転換を推し進めることの必要性を発言する知事が少数であることなどからみると、将来のエネルギー選択に対する自治体の役割の重大性を自覚している首長は未だ少ないと言わざるを得ない。

(3) その一方で、自治体や市民レベルの努力によって自然エネルギーによる発電にすでに取り組んでいる地域があることは明るい兆しだ。

しかし、仮にそこまでしていなくても、地域独占状態の10電力会社から自治体が全電力を購入するのではなく、自然エネルギーによって発電する会社から一定割合の電力を購入することは、自然エネルギー市場の拡大を促すとともに、後に述べるように、自然エネルギーに転換するための条件整備に向けた政策提言につながることも期待できるのではないだろうか。

それだけではない。電気料金について総括原価方式という料金設定が許されている地域独占状態の電力会社の電気料金には、莫大な原発の建設コストが含まれている。加えて今後、10電力会社が原発事故の賠償金を事業コストとみなして電気料金に加算する、などということになれば、10電力会社からの電気料金はさらに高額となる。本来責められるべき東電の賠償責任を落ち度のない消費者が負わせられるという、こんなバカげた電気料金を(消費者としてはむろんのこと)自治体がスナリ払っていいものか。こうなると、10電力会社以外の特定規模

電気事業者（PPS）から電力購入する方が、すくなくとも現状において、電気料金が安価となり、税金の節約にもなる場合も多いばかりか、何より東電の賠償金まで電気料金に課せられることに対する自治体からの反対の意思表示としての意味ある筈だ。

- (4) このような観点からみると、原子力発電のリスクと自然エネルギーへの転換を問題意識としてもつ自治体であれば、漫然と10電力会社から随意契約によって電気を購入することはないといえる。

そこで自治体の問題意識を調査し、調査を通じて自治体にエネルギー政策転換に対する行動を促すため、本調査を行った。

2 調査方法

47都道府県、19政令市、41中核市宛に本年6月30日付けでアンケート用紙を発送することによって行った。当初7月15日を期限としたが、集計に時間を要するなどの理由から回答期限の延長の申し出に応じ、最終的には8月31日12時までいただいた回答をもとにした。

3 アンケート項目

- (ア) 自治体における平成22年度の電力の購入額

- (イ) 電力購入の購入に関する事項

購入のうち、入札を経たものについては⑤入札落札額の合計、⑥入札の際に地域独占の10電力会社の入札価格の合計を尋ねた。⑤の金額が⑥の金額よりも小さい場合には、入札による電力購入が税金の節約の一つの方法となったことが判明する。

次に、10電力会社以外（PPS）との随意契約について、⑦10電力会社以外との随意契約による購入金額とその理由を尋ねた。

- (ウ) 電力購入の環境配慮契約の有無、内容

環境負荷をできるだけ少なくなるように工夫した契約を締結することを自治体等に求めるため、環境配慮契約法が制定された。電力購入の際、これにもとづいて環境に配慮した契約をしているかどうか、その策定年度、評価方法、評価項目、実施年度等を尋ねた。

これにより、自然エネルギーの導入のみならず脱原発に対する自治体の意識を調査することとした。

- (エ) グリーン電力証書の導入状況

仮に10電力会社から電気を購入する場合であっても、グリーン電力証書を併せて購入することで、再生可能エネルギーに対する助成をすることが可能となる。むしろ、グリーン証書については問題点も指摘されているところであるが、自治体がどこまで自然エネルギー導入に積極的かをはかる意味でアンケート項目とした。

4 結果

アンケート結果の詳細は別表をご覧ください。なお、個別の入札状況につ

いては、当団体の WEB ページ(<http://www.ombudsman.jp/nuclear/index.html>)からデータをダウンロードしてご覧いただきたい。

(1) 回答状況

締め切りまでに回答をお寄せ下さったのは 47 都道府県、19 政令市、41 中核市であった。6 月 30 日にアンケートを送付する、というやや厳しい回答期限にもかかわらずすべての自治体がお答え下さったことに、この問題に対する関心の高さを感じる。

その一方で各自治体から事務局にいただいた意見として目立ったのは、自治体内で電気料金を幾ら支出しているかをデータでとっていないために集計に時間がかかる、ということであった。

しかし、自治体内で幾ら電気代を支払ってきたか(いるか)、という情報を自治体が統一的に把握することは、エネルギー選択の一つの要素であるコスト計算を行う上で必要である。現状の電気料金が幾らで、今後自然エネルギーに転換した場合に支払う電気代コストが幾らになるか、それを市民が負担することについての当否を議論することが、自治体におけるエネルギー選択の基礎の一つとなるからである。

これがないと、これまで原発などで再行われていた基礎的な情報を示さないまま行われる抽象的な問い、たとえば、自治体全体で幾ら電気代を支払っているかが不明なままで、自然エネルギーに転換した場合のコスト上昇に要する情報だけ示し、「高くなっても自然エネルギーを選択しますか」といったような市民に対する問いかけの手法は、これを機会に卒業すべきであろう。

そのために、自治体が統一的に電気料金の情報を把握し、これを市民がいつでもチェックできるかたちで電気料金を公開することを求めたい。

(2) 電力購入額に占める入札額 (単位：千円)

i) 都道府県-入札額の割合は約 15 パーセント

回答のあった 47 都道府県中、電力購入総額を不明と回答した山形県、神奈川県、愛知県を除く 44 都道府県を対象とすると以下の通りとなった。

(単位：千円)

都道府県額合計	146,542,294
入札額	20,986,155
割合	14.3%

ii) 政令市-入札の割合は約 27 パーセント

19 政令市を対象

政令市額合計	96,329,023
入札額	26,167,168
割合	27.2%

iii) 中核市-入札の割合は約 4 パーセント

中核市額合計	53,293,024
入札額	2,273,075

割合 4.3%

以上のとおり、中核市の入札割合が低いことが際だっている。

なお、上記対象自治体全体では以下の通り約 17 パーセントが入札で電気を購入している。

電力購入額総計	296,164,341
うち入札額	49,426,399
割合	16.7%

(3) 入札で電気の購入を決定した場合の 10 電力会社以外 (PPS) の落札額 (単位：千円) と割合。

i) 都道府県 (山形県・神奈川県・愛知県を含む 47 都道府県)

落札額	24,577,306
うち、PPS 落札額合計	11,187,872
PPS の割合	45.5%

ii) 政令市 (19 政令市)

落札額	26,167,168
うち、PPS 落札額合計	12,539,859
PPS の割合	47.9%

iii) 中核市 (41 中核市)

落札額	2,273,075
うち、PPS 落札額合計	1,161,457
PPS の割合	51.1%

約半数の入札で PPS が落札をしていることになる。今回の調査対象全体では下記の通りとなった。

合計	落札額	53,017,549
うち、PPS 落札額合計		24,889,188
PPS の割合		46.9%

少なくとも現状において、約半数は PPS が落札していることになる。

(4) 入札で購入することが 10 電力会社から購入する場合比較してどれだけ電気料金を安価にできたか

これは入札の際、10 電力会社が示した入札価格の合計額と落札価格の合計額を比較することによって行った (単位：千円)。

i) 都道府県 (山形県・神奈川県・愛知県を含む 47 都道府県)

10 電力会社の入札価格合計	24,253,526
落札価格の合計	23,666,681
低減率 (落札価格合計 / 10 電力会社合計)	97.6%

ii) 政令市 (19 政令市)

10 電力会社の入札価格合計	26,932,726
落札価格の合計	25,972,188
低減率 (落札価格合計 / 10 電力会社合計)	96.4%

iii) 中核市 (41 中核市)

10 電力会社の入札価格合計	2,191,411
落札価格の合計	2,073,544
低減率 (落札価格合計 / 10 電力会社合計)	94.6%

今回の調査対象全体では下記の通りとなった。

10 電力会社の入札価格合計	53,377,663
落札価格の合計	51,712,413
低減率 (落札価格合計 / 10 電力会社合計)	96.9%

(5) 環境配慮項目について

電力購入の契約の際、環境配慮項目を設けている自治体は47都道府県で15都府県、19の政令市で7市、41の中核市で4市であった。環境配慮項目を設けている自治体はまだ少数派である。しかも、環境配慮項目に原子力による発電か否かという項目を設けている自治体も、福島第一発電所の事故による放射能汚染を評価対象としている自治体も見あたらなかった。このことは、3月11日の震災前、9電力会社は原子力発電について、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーと宣伝していたことに起因することは明らかである。しかし、今や原子力発電の課題は放射性廃棄物による汚染にどう対処するかに移行している。加えて、このクリーンエネルギーキャンペーン自体も、原子力発電所の建設段階から廃棄物の処理の段階までの間に排出する二酸化炭素の量が算定されていない、という批判もなされている。

したがって、せっかく環境配慮項目を設けていても、原子力発電による放射能汚染やそのリスクを環境配慮の視点に入れない場合には、自治体が率先して原子力発電を推進する結果となってしまふ。実際に川崎市などでは、環境配慮型電力入札基準が放射能汚染を対象としていないため、東京電力が最高ランクに位置づけられる、というブラックジョークとしか言いようのない結果となっている。これを問題としたかわさき市民オンブズマンに対して川崎市は、環境配慮基準は国の環境配慮契約法に基づいてつくったことを理由に見直しするつもりはない、という。こうなると環境問題に対して鈍感であることを通り越して、単なる東京電力の応援団に成り下がってしまったとしか言いようがない。原発推進キャンペーンがクリーンエネルギーとしてなされたこと自体、都合のよい情報だけを利用した政策的宣伝でしかなかったことが福島第一原発事故によって明らかになった。今、未だに放射能汚染について考慮せず、電力会社のクリーンエネルギーキャンペーンをそのまま受け入れただけのような環境配慮項目は無意味というばかりか事実を評価しない点で有害ですらある。

(6) グリーン電力証書の購入状況

グリーン電力証書を購入しているのは、以下の通りであった。

- 47 都道府県中、3 都府県 (東京都・京都府・秋田県)
- 19 政令市中、4 市 (札幌市・川崎市・大阪市・広島市)
- 41 中核市中、3 市 (豊田市・高松市・鹿児島市)

グリーン電力証書の購入は、自治体では未だ広がっていないと言える。

5 アンケート結果から見えてくるもの

- (1) 中核市については10電力会社以外から電力を購入している自治体は少数で、エネルギー問題への関心は政令市などでは比較的高く、規模の小さい自治体では低いと言う結果となった。アンケートにお答えいただいた自治体の中には、10電力会社以外から電気を購入できることを知らなかった、という自治体もあった。

また、先に述べたように、自治体が一年間に負担する電気料の統計を一括管理していないこともあわせてみると、電力の選択はいわば「他人事」であり、単に国策にしたがって電力を購入している、という自治体がかんりの数に上っていると言わざるを得ない。このことは、電源の確保が国策として行われ、原子力発電所の建設など、国の政策を受け入れるか否かだけについて判断することに終始したことが自治体による判断の主体性を喪失させたともいえるのではないか。要するに現状において、多くの自治体が、エネルギーは国が選択するもので、自治体側がエネルギー選択について意見を述べるものではない、或いは意見を述べてもしかたがない、といった認識から抜け切れていないと思われる。

しかし、こうした自治体の姿勢が原子力災害のもとでは全く無力であることは、福島第一原子力発電所の事故からまずは学ぶべきである。

- (2) 一方で、「九州電力以外の事業者と契約した場合、高圧送電線の託送料金が高いため、採算がとれない、との回答を他の電力会社から得たこと、災害復旧等で九州電力が顧客を優先する事が予想される」ため現在は他の事業者と契約していないが、他市の状況とあわせて検討中である（大分市）という意見や「四国電力管内にはPPSが存在しない」（徳島県）といった率直な回答も寄せられた。こういった自治体の意見が集積することが、自然エネルギー発電事業の参入障壁となっている発送電の地域独占の問題を大口消費者である自治体の意見として明らかにし、自然エネルギーの需要を拡大することにつながる筈である。
- (3) 「企業局の発電した電力を買い取る電力供給契約を締結している重要な取引先であるため」九州電力とは一社随意契約している（宮崎県）という回答もあった。宮崎県は全庁でみると入札によって電気を購入している購入金額の割合が都道府県中最も高いが、企業局だけは九州電力に気をつけて九電との間で一社随意契約を締結している、というのである。詳細は不明だが、実際に企業局が電力について九州電力以外と契約をした場合には九州電力は企業局との電力購入契約を破棄する、と圧力をかけることは許されないはずで、自治体がそこまで電力会社に対して卑屈にならざるをえない政治状況にあること自体、電力会社と地元の政官財の深刻な癒着を想像させる。大分市の災害復旧の際の優先順位に関する心配も同根であろう。

九州電力については、玄海原発の再開をめぐる表向きは「中立」を装っていた古川佐賀県知事が裏では再開にむけての指示をやっていた、という問題や、玄海町長の親族企業の有力取引先が九州電力であることなど、地元自治体に深く食い込んでいる電力会社の実体が明らかにされている。これらは電力会社と地元と

の関係についての氷山の一角でしかないと思われるが、電力会社と自治体との癒着がエネルギーの民主化を妨げる元凶となることは明らかである。今後、電力会社と地元自治体の癒着を監視し、明らかにしていくことが、エネルギーの民主化に必要であろう。

6 結び

自然エネルギーによる発電事業には小規模なものが多い。原発のように、政府による莫大な税金の投入によらないと実現しないものではない。と、いうことは、自治体レベルで十分に自然エネルギーによる発電を地域財政のなかで政策化する。自然エネルギー発電事業が市場によって成り立つものとなれば、自然エネルギーの発電比率が増加する。国の手厚い保護なくして成り立たないハイコストでハイリスクな原子力発電を維持する必要はない。

そのために、自治体が地域住民と共同してエネルギーの転換を容易にする方策を検討し、自治体も含めた地域の住民が、原子力のエネルギーではなく、できるだけ自然エネルギーを選択できるように知恵を絞ることが必要だ。

報道によれば、滋賀県は電力会社から買っていた電気の半分を地域エネルギーに転換すれば、一千億円の収入が地元企業に回せる、としている（朝日新聞7月2日朝刊）。風力発電事業所を建設することで、震災の復興をめざすという提案もなされている。

むろん、こういった自治体レベルでのエネルギーの転換を可能にするためには、電力会社の新規参入が容易になる自然エネルギーの固定価格での買い取り制度や送電線の自由化、さらには公共インフラの整備といった国の政策が必要である。

しかし、それを促すためには、まず、市民生活に最も近い自治体が、市民とエネルギーについて十分な議論をおこない、市民生活とエネルギーに対して明白なビジョンを持ち、制度の充実を国に働きかけることが必要ではないか。

エネルギーの転換は国の指示をまっとうおこなうものでも、イデオロギー論争でも何でもない。地域の自治の問題であり、私たち自身の民主主義の問題であることを確認し、むすびとしたい。